

令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験 変更点について

令和6年度教員採用選考試験の変更点について確認してください。

変更点 1 体免^{*}の免除内容の変更について ※実施要項P 6、7 参照

※中学校・高等学校教諭（保健体育）志願者に関する免除申請

- ・中学校・高等学校の保健体育の教諭として、運動競技における顕著な実績と高い専門性を有する優秀な人材を採用する。

《変更前》	《変更後》
第1次試験の全て	第1次試験の全て 又は教職・一般教養試験

変更点 2 特免^{*}の新設について ※実施要項P 6、7 参照

※特別な分野に関する免除申請

- ・スポーツ及び文化・芸術の分野において顕著な実績を有し、学校の特色化や魅力化に貢献できる人材を採用する。

《新 設》		
対象	申請要件	免除内容
高等学校教諭 (保健体育以外) 志願者	<p>次の（1）又は（2）のいずれかに該当する者。</p> <p>（1）スポーツの分野において、国際レベルの大会（オリンピック、アジア大会等）に日本代表として出場した者、又は日本選手権大会あるいはこれに準ずる大会において、優秀な成績を収めた者。</p> <p>（2）文化・芸術の分野において、国際レベルのコンクール・展覧会等に日本代表もしくはこれに準ずる資格により出場した者、又は全国レベルのコンクール・展覧会等において、優秀な成績を収めた者。</p> <p>※（1）・（2）ともに高校以降の実績に限る。また、団体種目にあつては、メンバー登録された者に限る。</p>	第1次試験の教職・ 一般教養試験

変更点 3 社会人特別採用選考の申請要件の拡充について ※実施要項P 3、4、14参照

《新 設》
小学校・中学校教諭志願者については、合格後2年以内（令和8年3月31日まで）に志願する校種・教科の普通免許状を取得見込みの者も出願可能とする。

変更点 4	英語資格等保有者特別採用選考の申請要件の変更について ※実施要項 P 3、4 参照
-------	---

《変更前》	《変更後》
④大学・大学院在学中又は科目等履修生で、「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得し、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ（授業、特別活動などの実践経験）等を終了している者（予定者を含む）。	④大学又は大学院において（科目等履修生を含む）、 「教育の基礎的理解に関する科目」や「生徒指導、教育相談等に関する科目」を5単位以上取得又は令和6年3月31日までに取得見込み で、かつ英語の技能を活用して学校現場における2週間程度の英語教育インターンシップ（授業、特別活動などの実践経験）等を令和5年12月末までに終了している者。

変更点 5	本県本務教員退職者特別採用選考の申請要件の変更について ※実施要項 P 3、5 参照
-------	--

《変更前》	《変更後》
<p>【対象】すべての校種・職・教科 次の（１）～（３）の全てを満たす者。</p> <p>（１）本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者（休職、育休等の期間は除く）。</p> <p>（２）育児等（育児、介護等）や諸般の事情（家族の転勤等による転居、転職等）を理由に本県公立学校を退職した者で、令和2年4月1日から令和5年3月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。</p> <p>（３）懲戒処分歴がない者。</p>	<p>【対象】すべての校種・職・教科 次の（１）～（３）の全てを満たす者。</p> <p>（１）本県公立学校の本務教員として採用され、受験校種と同一の教職経験を5年以上有する者（休職、育休等の期間は除く）。</p> <p>（２）育児等（育児、介護等）や諸般の事情（家族の転勤等による転居、転職等）を理由に本県公立学校を退職した者のうち、次の①又は②のいずれかに該当する者。</p> <p>①平成25年4月1日以降に退職した者。</p> <p>②平成25年3月31日以前に退職した者で、令和2年4月1日から令和5年5月31日までに本県公立学校の臨時的任用教員として勤務実績がある者。</p> <p>（３）懲戒処分歴がない者。</p>

変更点 6	小学校・中学校本免 [※] 申請者の第2次試験における関東・関西会場受験の変更について ※実施要項 P 9、12参照
-------	--

※国公立学校本務教員に関する免除申請

《変更前》	《変更後》
関東・関西会場（2日間）で実施	オンラインで実施

変更点 7 養護教諭の区分Ⅱ合格について ※実施要項P13、14参照

《変更前》

名簿登載期間について

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校教諭 中学校教諭 養護教諭（全ての校種）	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
高等学校教諭 特別支援学校教諭	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
	II	名簿登載日から令和5年12月31日まで

任用について

校種・職	区分	任用について
小学校教諭 中学校教諭 養護教諭（全ての校種）	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
高等学校教諭 特別支援学校教諭	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
	II	（1）の区分Ⅱに示す名簿登載期間に、区分Ⅰの合格者に辞退または定年退職以外の退職希望者が生じた場合、区分Ⅱの合格者の中から順に区分Ⅰとして扱い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。

《変更後》

名簿登載期間について

校種・職	区分	名簿登載期間
小学校教諭 中学校教諭	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
高等学校教諭 特別支援学校教諭	I	名簿登載日から令和7年3月31日まで
養護教諭（全ての校種）	II	名簿登載日から令和5年12月31日まで

任用について

校種・職	区分	任用について
小学校教諭 中学校教諭	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
高等学校教諭 特別支援学校教諭 養護教諭（全ての校種）	I	原則として、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。
	II	（1）の区分Ⅱに示す名簿登載期間に、区分Ⅰの合格者に辞退または定年退職以外の退職希望者が生じた場合、区分Ⅱの合格者の中から順に区分Ⅰとして扱い、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに任用する。

変更点 8	名簿登載期間更新制度の対象の拡充について ※実施要項 P14参照
--------------	---

《新 設》	
<p>令和6年度長崎県公立学校教員採用選考試験において採用候補者名簿に登載された者のうち、次のX～Zの場合に限り、名簿登載期間を1年間延長できる。</p>	
<p>【X】 大学院進学予定又は大学院在籍に伴う名簿登載期間の更新</p> <p>① 大学院進学予定者については、令和5年12月末までに大学院の合格が確定した者に限る。ただし、やむを得ない事情により期限内に手続きができない場合は長崎県教育委員会（志望校種・職の担当課）に連絡すること。</p> <p>② 任用にあたっては、原則として大学院修了を条件とする。</p>	
<p>【Y】 妊娠・出産・育児に伴う名簿登載期間の更新</p> <p>① <u>第2次試験合格後、妊娠等により新たに申請を希望する場合は、すみやかに長崎県教育委員会（志願校種・職の担当課）に連絡すること。</u></p>	
<p>【Z】 合格後2年以内に普通免許状を取得見込みの者の名簿登載期間の更新</p> <p>① <u>小学校・中学校教諭志願者のうち、社会人特別採用選考により合格した者に限る。</u></p> <p>② <u>令和8年3月31日までに志願する校種・教科の普通免許状を取得できない場合は、採用を取り消す。</u></p>	

変更点 9	中学校第1志望者の小学校第2志望に係る要件の変更について ※実施要項 P14参照
--------------	---

《変更前》	《変更後》
<p>中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。</p> <p>ただし、次の①～④について留意すること。</p> <p>① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。</p> <p>② 小学校教諭普通免許状を有しない者（令和6年3月31日までに取得見込みの無い者も含む）の志願については、小学校第2次試験の合格通知後、臨時免許状の申請及び取得を条件とし、これにより小学校で合格した者は、助教諭として採用する。なお、取得しなかった場合、内定及び採用候補者名簿への登載を取り消す。</p> <p>③ 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象とする。</p> <p>④ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。</p>	<p>中学校教諭志願者は小学校を第2志望とすることができる。</p> <p>ただし、次の①～③について留意すること。</p> <p>① 小学校教諭普通免許状を有する者又は令和6年3月31日までに取得見込みの者とする。これにより小学校で合格した者は、教諭として採用する。</p> <p>② 中学校第1次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験の受験対象とする。</p> <p>③ 中学校第2次試験不合格者の中で、成績優秀の者を小学校第2次試験合格とする。</p>